

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月12日

米子市監査委員 陶山 晃
米子市監査委員 野坂 正史
米子市監査委員 安田 篤

1 監査の対象

生涯学習課

2 監査の範囲

主として平成30年4月1日から同年11月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成31年1月25日

4 監査を執行した監査委員

陶山 晃・野坂正史・安田 篤

5 監査対象の概要

生涯学習課の課及び係の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

（1）生涯学習の企画及び振興に関すること。

（2）図書館に関すること。

（3）公民館に関すること（総合政策部地域振興課と共に管）。

また、平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成30年11月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聞き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

(ア) 出張復命書を提出していないものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 市内旅行命令簿において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成17年米子市教育委員会規程第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 旅行命令をする際に、私有自動車について公務使用登録を受けていない者に対して、公務使用を許可しているものがあったので、米子市私有自動車の公務使用に関する規程（平成17年米子市訓令第46号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

(ア) 使用料においては、次の不適切な処理があった。

a 調定をしていないものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。なお、当該使用料は、清算済みである。

b 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に

に基づき、今後、適正に処理すること。

c　納入期限が調定日から20日を超えていたものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 手数料においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 寄附金においては、適正に処理されていた。

(エ) 諸収入においては、次の不適切な処理があった。

a　調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b　納入期限が調定日から20日を超えていたものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

エ　報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ　需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ　役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ　委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク　使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ　工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ　公有財産購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

サ　備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ　負担金に関する支出事務については、支出負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ス　時間外勤務に関する事務については、時間外勤務手当の支給額を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。なお、当該時間外勤務手当は、清算済みである。

（2）公有財産の管理事務

ア　公有財産台帳の整備事務については、生涯学習課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、登録事項が符合しないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ　行政財産の使用許可に関する事務については、適正に処理されていた。

(3) 物品の管理事務

- ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出手票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、郵便切手類出納（受払）簿において、出納の記載をしておらず、また、郵便切手類が施錠することができる場所に保管されていなかったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

別 図 組織図

生涯学習課 —— 生涯学習係

図 書 館

別 表 平成30年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成30年11月末日現在)

歳 入		(単位: 円、パーセント)				
費 用 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 取 入 濟 額	B — C 取 入 未 濟 額	C/A	C/B
教 育 使 用 料	1,744,000	1,157,887	1,123,808	34,079	64.4	97.1
教 育 手 数 料	40,000	28,400	27,200	1,200	68.0	95.8
教 育 費 寄 附 金	0	1,000,000	1,000,000	0	—	100.0
雑 入	42,017,000	41,344,026	41,321,730	22,296	98.3	99.9
教 育 債	120,600,000	0	0	0	0.0	—
合 計	164,401,000	43,530,313	43,472,738	57,575	26.4	99.9

歳 出

(単位 ; 円 . パーセント)

費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 濟 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B
社会 教 育 総 務 費	181, 736, 000	91, 979, 835	91, 898, 972	89, 837, 028	50. 6	99. 9
公 民 館 費	488, 146, 840	351, 054, 546	268, 084, 581	220, 062, 259	54. 9	76. 4
図 書 館 費	118, 911, 000	103, 696, 115	80, 004, 459	38, 906, 541	67. 3	77. 2
合 計	788, 793, 840	546, 730, 496	439, 988, 012	348, 805, 828	55. 8	80. 5

※繰越額を含む。